

議案第20号

佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和7年8月25日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例（平成3年佐倉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「7,000円」を「8,000円」に、「10,000円」を「11,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例別表第1の規定は、令和8年4月1日以後の佐倉市立学童保育所の利用に係る利用料金について適用する。